

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県名誉県民規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県外に居住し本県の発展に功績を挙げている者に対し名誉県民の称号を贈ることは、県民の意識に沿うものであり、活力ある県民生活と県勢の発展に資するため、県外に居住する者にも名誉県民の称号を贈るものとする。

2 規則の概要

- (1) 名誉県民の称号は、公共の福祉の増進、経済の発展、交流の促進、学術又は文化の振興その他県の発展に貢献し、その功績が特に顕著な外国人又は県外に居住する者（現行 外国人）に対して贈るものとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。